

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年5月29日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300175号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400005号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における請求期間①の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年6月から同年9月までの標準報酬月額については11万8,000円を16万円とする。

請求期間①の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者のA社における請求期間①の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年6月から同年9月までの標準報酬月額については16万円を26万円とする。

請求期間①の訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑨までの各期間について、請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を42万5,000円、請求期間③の標準賞与額を24万5,000円、請求期間④の標準賞与額を34万7,000円、請求期間⑤の標準賞与額を26万3,000円、請求期間⑥の標準賞与額を16万4,000円、請求期間⑦の標準賞与額を22万7,000円、請求期間⑧の標準賞与額を24万3,000円、請求期間⑨の標準賞与額を27万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間②から⑨までの各期間の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②から⑨までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間④から⑧までの各期間について、請求者のA社における請求期間④の標準賞与額を35万4,000円、請求期間⑤の標準賞与額を27万3,000円、請求期間⑥の標準賞与額を17万4,000円、請求期間⑦の標準賞与額を24万1,000円、請求期間⑧の標準賞与額を25万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間④から⑧までの各期間の訂正後の標準賞与額(上記第1の3の厚生年

金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 請求期間⑩について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和元年12月31日から令和2年1月1日に訂正し、令和元年12月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

請求期間⑩については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間⑩の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年6月1日から同年10月1日まで
② 平成26年6月30日
③ 平成26年12月25日
④ 平成27年6月25日
⑤ 平成28年5月31日
⑥ 平成28年12月29日
⑦ 平成29年5月31日
⑧ 平成29年12月25日
⑨ 令和元年6月28日
⑩ 令和元年12月31日から令和2年1月1日まで

請求期間①について、私が所持するA社の給与支給明細書及び給与支払明細書によると、請求期間①において、国の記録の標準報酬月額よりも高額な給与が支払われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、請求期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間②から⑨までの各期間について、私は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間②から⑨までの各期間の賞与を記録してほしい。

請求期間⑩について、私は、令和元年12月31日までA社に勤務していたが、国の記録では同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が同日となっており、同月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。請求期間⑩も同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、令和2年1月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出されたA社の給与明細書によると、請求期間①に係る標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求期間①に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる本来の報酬月額から26万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定によ

り、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑨までの各期間について、請求者から提出されたA社の請求期間②及び③に係る賞与支払明細書、請求期間④に係る賞与明細一覧、請求期間⑤に係る従業員明細一覧、請求期間⑥に係る冬季賞与明細一覧、請求期間⑦及び⑧に係る従業員明細一覧、A社から提出された請求者の請求期間⑨に係る賞与明細書（以下、賞与に係る明細書を「賞与明細書」という。）の事業所控え、請求者に係る平成26年分、平成27年分、平成28年分、平成29年分、平成31年（2019年）分の給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）、請求期間⑤、⑥、⑦及び⑧に係る賞与集計表、請求者の令和1年貸金台帳、令和1年2回分賞与一覧表、事業主の回答、B銀行から提出された請求者に係る流動性預金取引明細表により、請求者は請求期間②から⑨までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑨までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書、賞与明細書の事業所控え、源泉徴収簿、賞与集計表、賞与一覧表及び貸金台帳により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間②は42万5,000円、請求期間③は24万5,000円、請求期間④は34万7,000円、請求期間⑤は26万3,000円、請求期間⑥は16万4,000円、請求期間⑦は22万7,000円、請求期間⑧は24万3,000円、請求期間⑨は27万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑨までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間②から⑨までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②から⑨までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間④から⑧までの各期間について、上記賞与明細書、源泉徴収簿、賞与集計表及び賞与一覧表によると、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間④から⑧までの各期間の標準賞与額については、

上記賞与明細書、源泉徴収簿、賞与集計表及び賞与一覧表により確認できる賞与額から請求期間④は 35 万 4,000 円、請求期間⑤は 27 万 3,000 円、請求期間⑥は 17 万 4,000 円、請求期間⑦は 24 万 1,000 円、請求期間⑧は 25 万 9,000 円に訂正することが必要である。

請求期間④から⑧までの各期間の訂正後の標準賞与額（上記第 3 の 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 請求期間⑩について、請求者に係る雇用保険被保険者の記録、A社から提出された請求者に係る令和 2 年賃金台帳、令和 2 年 1 月分給料一覧表及び同社の回答から、請求者は請求期間⑩において同社に継続して勤務し、請求期間⑩に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑩に係る標準報酬月額については、A社から提出された請求者に係る令和 1 年賃金台帳により確認できる本来の報酬月額及び令和 2 年賃金台帳、令和 2 年 1 月分給料一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年 12 月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を年金事務所に対して誤って提出したことを認めている上、請求者に係る資格喪失届における資格喪失年月日が令和元年 12 月 31 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の令和元年 12 月 31 日から令和 2 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。